

「海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則案」に関する パブリックコメントについて

国土交通省総合政策局
環境・海洋課海洋室

1. 背景

第166回国会において、海洋構築物等及び船舶の航行の安全を確保するため、海洋構築物等の周辺に安全水域を設定し、国土交通大臣の許可を受けなければ当該水域に入域してはならないこと等を定めた「海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律」（平成19年4月27日法律第34号）が成立したところである。

同法では、安全水域に入域しようとする者に対し、国土交通省令で定めるところにより許可を受けることとされていることから、今般、当該許可手続について定める省令を制定する予定である。

2. 概要

(1) 安全水域への入域の許可の申請

- ① 安全水域への入域の許可を申請しようとする者は、入域する者の氏名及び住所、入域する安全水域の位置及びその範囲、入域の許可を申請する期間、入域する目的等を記載した許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならないこととする。
- ② 船舶により安全水域に入域しようとする場合には、申請書に入域から出域に至る航行経路を示した図面を添付することとする。
- ③ これらのほか、国土交通大臣は、申請者に対して許可をするかどうかの判断に際し必要と認める書類の提出を求めることができることとする。
- ④ 申請書の提出は、国土交通大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定期間の入域に関し一括して行うことができることとする。

(2) 許可証の交付

国土交通大臣は、安全水域の入域の許可をした場合は、許可年月日、許可番号、許可をする者の氏名及び住所、許可の有効期間等を記載した許可証を交付することとする。

3. 施行期日等

公 布：平成19年7月頃

施行期日：平成19年7月頃